

食品表示法案(仮称・検討中)の概要

3法の複雑なルールを統合する等、
食品表示に関する包括的かつ一元的な制度を構築し、
安全・適正な食品表示のための基盤を整備

目的 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

← **【現行】**

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、表示部分を一元化

○ 複雑でわかりにくい3法の表示部分を一本化して体系を整備、用語も統一

←

- ・複数の法律、下位法令に表示のルールが規定されている
- ・同一表示事項について複数の法令でルールが定められている

栄養表示の義務化

○ 消費者側、事業者側双方の環境整備の状況を踏まえ、原則として、
全ての加工食品、事業者に義務付け
～全ての事業者に表示基準の遵守義務を拡大

是正措置及び執行体制の整備

○ 行政措置(指示等)の対象範囲の拡充

○ 調査権限規定の整備(帳簿書類などの提出等)

○ 執行体制の整備(検討中)

申出制度の対象の拡大

○ 申出の対象を、全ての表示(公衆衛生、栄養表示など)に拡大
← 現行は、JAS法における「品質に関する表示」のみが申出の対象

その他

○ 適格消費者団体の差止請求権(検討中)

現行の食品表示に関する法律

食品衛生法	JAS法	健康増進法
【目的】 ○ 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	【目的】 ○ 農林物資の品質の改善 ○ 品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	【目的】 ○ 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
○ 販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条)等	○ 製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13) ○ 品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)等	○ 栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2)等
○ 食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○ 規格基準に適合しない食品等の販売禁止 ○ 都道府県知事による営業の許可等	○ 日本農林規格の制定 ○ 日本農林規格による格付等	○ 基本方針の策定 ○ 国民健康・栄養調査の実施 ○ 受動喫煙の防止 ○ 特別用途食品に係る許可等

3法の表示関係規定を一元化

表示関係
(表示関係以外)

(参考)表示基準(告示レベル)の取扱い

表示基準の整理・統合は、告示レベルで別途行う
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い
～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い
～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

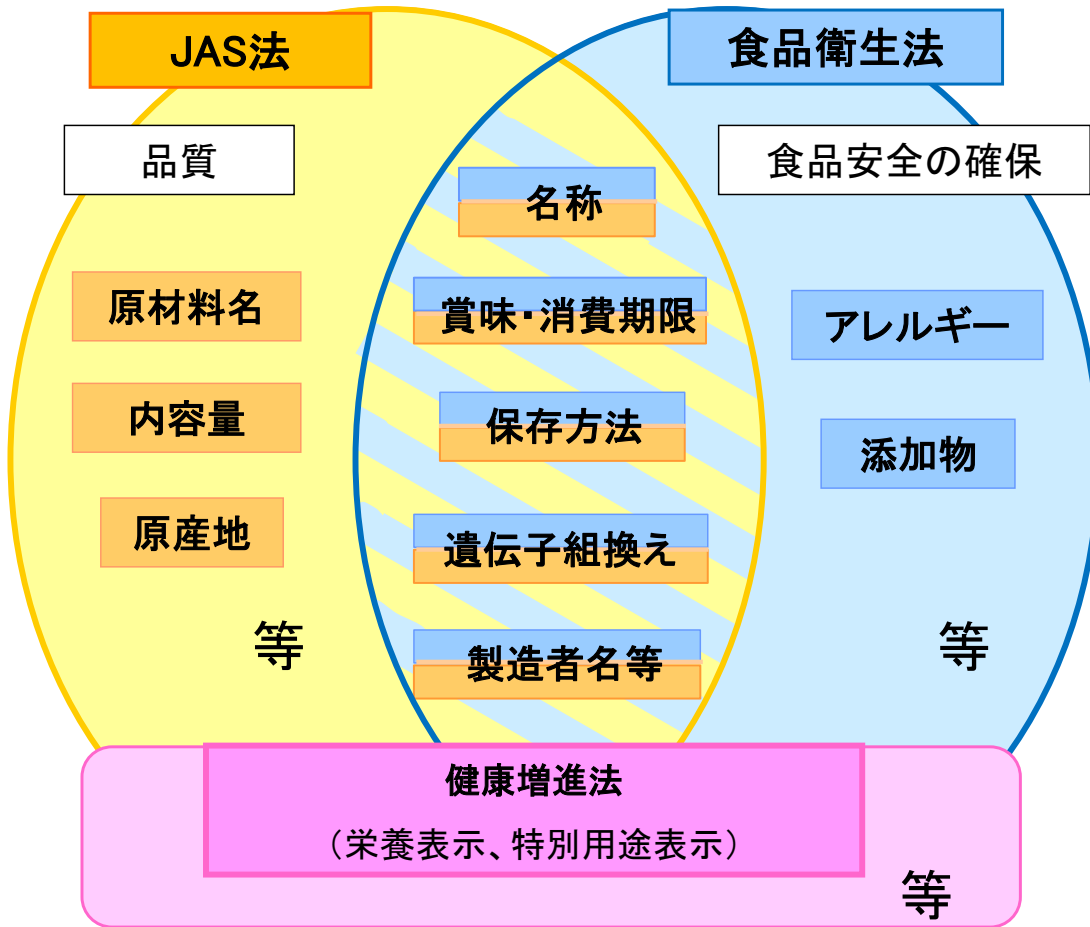
○食品表示に関する主な法律とその目的

食品衛生法：飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること

JAS法：原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること

健康増進法：栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の関係



(現行法令に基づく表示例)

名 称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内 容 量	81g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販 売 者	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり		(当社分析値)
エネルギー	483 kcal	炭水化物 37.6g
たんぱく質	3.8g	ナトリウム 330 mg
脂 質	35.3g	食塩相当量 0.8g

※栄養表示は任意



- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項

食品表示一元化法に関する当面のスケジュール(イメージ)

案

新法の施行

新法の施行準備

法案検討

法案に盛り込まれる各種規定の検討
 食品衛生法、JAS法及び健康増進法
 (計200箇条以上)中の関連規定の整備
 上記3法以外の表示関係法令整備の要
 否の検討 等

法案提出・審議・成立

施行準備

新たな表示基準の制定
 ~ 現行の3法に基づく表示基準(60本程度)の整理・検討
 栄養表示義務化に関する細目(表示対象となる栄養成分等)の検討 等

栄養表示の義務化に向けての環境整備

計算値方式導入の検討等

中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い

実態調査、事業者ヒアリングの実施 等

新たな検討の場での検討

遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い

国内・諸外国における表示ルールや表示実態の調査 等

新たな検討の場での検討

加工食品の原料原産地表示の取扱い

現行制度の下での拡充の実施
 (品質表示基準の見直しによる対象品目の追加検討)

国内・諸外国における表示ルールや表示実態の調査 等

新たな検討の場での検討(対象品目の
 選定2要件の見直し等)

実施

準備が整ったものから、順次、検討開始

今後の検討課題

新食品表示法制定に伴う表示基準の移行について(イメージ)

案

法律には、事業者が遵守すべき表示基準を定める旨を規定。その中で、栄養表示は、表示基準で定める事項の例示として規定。原料原産地をはじめとする個別の義務表示事項については、現行法令のとおり、府令・告示で規定することを想定。

法律

食品衛生法

内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。(第19条)

表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。(第19条)

JAS法

内閣総理大臣は、飲食品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食品の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

(第19条の13)

製造業者等は、品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。(第19条の13の2)

健康増進法

内閣総理大臣は、販売に供する食品につき、栄養表示に関する基準を定めるものとする。

(第31条)

販売に供する食品につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。

(第31条の2)

新食品表示法

内閣総理大臣は、販売する食品について、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原材料、アレルギー物質、保存の方法、栄養成分の量及び熱量、原産地その他表示すべき事項
- 二 ……

(第 条)

販売する食品につき、製造業者等は、表示の基準に従い、必要な表示をしなければならない。 (第 条)

府令・告示

食品衛生法19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

- ・名称
- ・消費期限、賞味期限
- ・製造所等所在地、製造者等名
- ・添加物(具体的な記載方法)
- ・アレルギー(対象物質)
- ・保存方法 等

この他、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令がある。

加工食品品質表示基準(告示)

- ・名称
- ・原材料名
- ・内容量
- ・消費期限、賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国(輸入品)
- ・原料原産地(対象品目)
- ・製造業者等の名称及び住所
- ・表示に用いる文字の大きさ 等

原料原産地表示の対象品目の選定要件⁽¹⁾は、共同会議報告書で示されているが、府令・告示には定められていない。

- 選定要件
- 要件 1: 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
 - 要件 2: 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

生鮮食品品質表示基準(告示)

- ・名称
- ・原産地 等

遺伝子組み換え食品に関する品質表示基準(告示)

- ・表示の対象となる品目、表示方法 等
- その他、個別品質表示基準(49本)がある。

栄養表示基準(告示)

- ・栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム等)の量及び熱量並びにその表示方法
- ・栄養成分の高い旨、含む旨、強化された旨、含まない旨、低い旨、低減された旨の表示をする場合の基準 等

食品表示基準(仮称)(府令又は告示)

- ・名称
- ・原産地(生鮮食品)
- ・原材料名
- ・アレルギー(対象物質)
- ・遺伝子組換え表示(対象品目、表示方法)
- ・添加物(具体的な記載方法)
- ・内容量
- ・消費期限、賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国(輸入品)
- ・原料原産地(対象品目)
- ・事業者の名称及び所在地
- ・栄養成分及び熱量並びにその表示方法(対象成分)
- ・表示に用いる文字の大きさ 等

検討会(座長:池戸重信宮城大学特任教授)は、平成23年9月から12回開催

食品表示の機能:適切な商品選択のための情報提供と、実際にその食品を摂取する段階での安全性の確保

今日的な課題への対応のための食品表示制度の見直し

- ・我が国の食生活をめぐる状況変化への対応
(食生活の多様化、高齢化の進展、様々な情報伝達手段の普及)
- ・諸外国の食品表示制度の動向を踏まえた対応

新たな食品表示制度の基本的な考え方

現行制度の枠組みと一元化の必要性

食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、表示部分の一元化

分かりやすい食品表示が必要～現行制度は複雑で、消費者、事業者、行政にとって問題

消費者基本法の理念と食品表示の役割

消費者基本法において消費者の権利とされている安全の確保と自主的かつ合理的な選択の機会の確保の両方を実現するために重要な機能

新しい食品表示制度の在り方

新制度の目的は、

- ・食品の安全性確保に係る情報の消費者への確実な提供(最優先)に併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置付け

食品衛生法とJAS法で定義が異なる用語の統一・整理

より重要な情報が、より確実に消費者に伝わるようにすることが基本

食品表示の文字を見やすく(大きく)するための取組の検討が必要

義務表示事項の範囲

表示の義務付けは、表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要

現行の義務表示事項について、長年の議論も踏まえつつ、情報の確実な提供という観点から検証

新たな義務付けを行う際には、優先順位の考え方を活用

～容器包装以外の媒体での情報提供を前提とした容器包装への表示省略も考慮

将来的にも必要に応じて見直しできるような法制度とすることが必要

新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

中食、外食等におけるアレルギー情報の取扱い } 専門的な検討の場を
インターネット販売の取扱い } 別途設け検討

新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

健康・栄養政策における課題

栄養表示が、健全な食生活の実現に向けて重要な役割を果たすことを期待
～生活習慣病の増加等に対応

国際的な栄養表示制度の動向

2012年コーデックス委員会総会において、栄養表示の義務化に向けた見直しを合意

栄養表示に関する基本的な考え方

栄養表示の義務化は、消費者側・事業者側双方の環境整備と表裏一体

新しい栄養表示制度の枠組み

<義務化の対象>

- ・原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け
- ・対象とする栄養成分は、義務化施行までに幅広く検討

<表示値の設定方法>

- ・計算値方式の導入、低含有量の場合の許容範囲の拡大等

栄養表示の義務化に向けての環境整備

- ・計算値方式等の先行導入及びそれらを活用した表示拡大(食品、成分)の推奨
- ・栄養に関する情報についての消費者への普及啓発
- ・公的データベースの整備、計算ソフト等の支援ツール等の充実

義務化導入の時期

新法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、環境整備の状況を踏まえ決定

本報告書で示された基本的考え方を踏まえ、新法の立案作業に着手
成案を得た後、速やかに法案を国会に提出することが適当

加工食品の原料原産地表示 } 一元化の機会に検討すべき項目とは
遺伝子組換え表示など } 別の事項として位置付け